

## おわりに

本委員会においては、これまで平成 15 年 7 月から平成 20 年 3 月までに確認された 362 例（437 人）の死亡事例について、5 次にわたって検証を行い、報告書として取りまとめ公表してきた。

また、平成 19 年の児童虐待防止法改正法の附則により、親権に関する制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされているが、これを受け、現在、厚生労働省では、社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会において、法務省の動きに併せながら、検討を進めている。

しかし、依然として子ども虐待による死亡事例は跡を絶たず、本委員会開催中も、関係機関の連携不足など、過去の報告の死亡事例と類似した事例が発生したことは極めて残念なことである。

また、心中事例も跡を絶たないが、心中に至る原因は多岐にわたるものであることから、地方公共団体においては、虐待にとどまらない様々な事象について保護者が相談しやすい体制を整備するよう努められることを望む。

なお、心中事例を未然に防止するための検証を行う場合、加害者（保護者）が子どもと一緒に死亡していることが多く、事後では背景情報等を得にくいという特殊事情があり、検証には困難が伴う。本委員会においても、今後とも情報収集や分析等に努めて行きたいと考えているが、地方公共団体においても、心中という悲惨な事態の未然防止のための努力をお願いしたい。

また、本報告では、日齢 0 日で死亡した子どもが 16 人と、0 か月児の 61.5% を占めているが、今回の検証では特に日齢 0 日で死亡した事案の分析を行った。その結果、日齢 0 日については、従前の対応だけでは十分な効果を期待できない可能性があるという考察結果を得た。そして、妊娠期から支援を必要とする家庭の早期発見のための方策や、望まない妊娠について悩む人たちのための相談体制の充実などの提言を行った。しかし、生後間もない子どもの死亡を防ぐためには幅広い対策が必要であり、本委員会としては、今後とも生後 0 日の事案について検証を深めていく所存である。

最後に、子ども虐待の防止に関連する業務に携わる方を始め、一人でも多くの人が本報告書を熟読し、子どもの虐待防止対策に活かされることを望んでやまない。